

砥部町農業委員会総会

平成 30 年 9 月議事録

平成 30 年 9 月 農業委員会総会議事録

1 会議の名称	平成 30 年 9 月 農業委員会総会
2 開始日時	平成 30 年 9 月 5 日 (水) 16 時 00 分～16 時 22 分
3 開催場所	砥部町役場 2 階 大会議室
4 出席委員	白潟 泰 (会長)、松尾利勝 (会長代理)、森 正博 石田慎一、土居文男、古田俊正、村上 茂、三木恭子 二宮敬介、長岡賢二、久保 徹、矢野征司、西岡弘安 中村恒典、武田孝司、佐野淳子、水川規良
5 欠席委員	田中 弘
6 職務のため会議に出 席した職員の職氏名	大内 均 (事務局長)、矢野 透 (局長補佐兼農地係長) 松本知子
7 公開又は非公開の別	公開
8 傍聴人数	0 人
9 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

平成 30 年 9 月砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第 1	議事録署名委員の指名	
日程第 2	議案第 47 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出について	1 件
日程第 3	議案第 48 号 農地法第 3 条の規定に基づく町許可申請について	2 件
日程第 4	議案第 49 号 非農地証明願について	1 件
日程第 5	議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく 農用地利用集積計画の決定について	3 件

・閉会

平成 30 年 9 月 砥部町農業委員会総会

平成 30 年 9 月 5 日（水）

16 時 00 分開会

発言者	発言内容
事務局長	ご起立下さい。礼。ご着席下さい。 只今から 9 月農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、白潟会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事務局長	ありがとうございました。 本日は、砥部町農業委員会総会会議規程第 4 条により田中委員より欠席の旨、通告がありましたので、報告致します。 出席委員は 18 名中 17 名で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき過半数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第 3 条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は白潟会長にお願いします。
議 長	それでは 9 月農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第 20 条第 2 項の規定により、指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、13 番 中村委員さん 14 番 武田委員さんをお願いします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の松本さんを指名いたします。
議 長	日程第 2 議案第 47 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出について、1 件を議案といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 47 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出書を受理

	<p>したので、次のとおり報告する。</p> <p>議案書の1頁をご覧ください。地図は、資料の地図1をご覧ください。</p> <p>届出地は、都市計画区域の市街化区域内にある農地です。参考資料として、本日配布しております「砥部町都市計画総括図」をご覧ください。小さくて見づらいかもしれませんが、砥部町の都市計画区域は、県の総合運動公園付近から北側に黒色の境界線が入っている区域となります。縦にオレンジ色の二重線が入っていますが、これが国道33号線です。八倉から上原町にまたがる赤い線で囲まれた色のついている部分が、市街化区域となります。</p> <p>通常であれば、農地転用の場合は県知事の許可が必要ですが、市街化区域内農地については、市街化を促進する地域ですので、農業委員会への届出でのみで転用可能となります。</p> <p>それでは、議案の説明をさせていただきます。</p> <p>届出人は〇〇番地 〇〇さん。届出地は〇〇番、地目 畑、面積492㎡です。</p> <p>転用目的は宅地及び駐車場で、80cmの盛土をし、造成整地します。宅地部分が166㎡、駐車場部分が326㎡で、排水は南側水路へ放流します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地法第4条第1項第7号の規定により、記載のとおり確認しておりますので、報告のとおり承認をお願いいたします。</p> <p>承認</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第3 議案第48号 農地法第3条の規定に基づく町許可申請について、2件を議題といたします。</p> <p>1件目について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案第48号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について、農業委員会の許可を求める。</p> <p>議案書の2頁をご覧ください。地図は、資料の地図2をご覧ください。</p> <p>1件目は、所有権移転の案件です。</p> <p>1件目の渡人は〇〇番地 〇〇さん。受人は〇〇番地 〇〇さんです。申請地は〇〇番、地目 畑、面積690㎡と、〇〇番、地目 畑、面積585㎡と、〇〇番、地目 畑、面積404㎡と、〇〇番、地目 畑、面積338㎡で、合計面積2,017㎡です。</p>

	<p>申請の経緯については、〇〇さんは会社勤務で農地の管理が難しく、〇〇さんに一部の農地を耕作してもらっていることもあり、〇〇さんに譲渡するものです。</p> <p>作付予定作物は柑橘とキウイフルーツで、受人の営農家族構成は、本人・妻・子が行い、農作業機械もそろっております。</p> <p>営農日数は、本人が 300 日、妻が 200 日、子が 100 日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われまます。</p> <p>また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、不許可要件である効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当しておりませんでした。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担当委員	事務局の説明のとおりです。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	<p>担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを許可することに決しました。</p> <p>許可</p> <p>2 件目について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書の 2 頁をご覧ください。地図は、資料の地図 3 をご覧ください。</p> <p>また、本日配布しております資料の 2 頁の図面も、参考資料としてご覧ください。2 件目は所有権移転の案件です。</p> <p>この案件は、農地法第 3 条の不許可要件である「下限面積に関する要件」の例外適用となる案件です。農地法第 3 条の規定では、農地等の権</p>

利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後の耕作面積が、下限面積 50 アール未満の場合は、これを許可することができません。ただし、例外規定があり、位置・面積・形状等からみて、これに隣接する現に耕作している農地等と一体として利用することが適当と認められる場合は、許可できることとされています。

それでは、議案の説明をさせていただきます。2 件目の渡人は〇〇番地 〇〇さん。受人は〇〇番地 〇〇さんです。申請地は〇〇番、地目 田、面積 197 m²です。

隣接する〇〇さんの農地は、4 段の段差のある形状で、右側の川に向かって段々と下がった形状となっています。隣接する申請地は 3 段目です。また、軽トラックや農機具などが普通に通れる幅の道は周囲にない状況で、北側の他人の農地を通らせてもらうか、南側の人を通れる程度の道を通る以外に方法がありません。このような状況ですので、下限面積 50 アール以上の農地を所有する農家さんがいたとしても、この申請地を耕作することは非現実的で、〇〇さんが一体利用することが適当であると考えられます。

今回の申請の経緯については、〇〇さんは高齢で体調不良により農地の管理が難しい状況で、〇〇さんが耕作している農地に隣接する農地を譲り受けるものです。参考までに、売買金額は〇〇円です。

作付予定作物は野菜で、受人の営農家族構成は、本人・妻・母が行い、農作業機械もそろっております。

営農日数は、本人が 150 日、妻が 50 日、母が 200 日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われま

す。また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、不許可要件である効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していませんでした。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いし

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより内容説明をお願いします。

担当委員

事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。

議 長	<p>担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを許可することに決しました。</p> <p>許可</p>
議 長	<p>日程第4 議案第49号 砥部町農業委員会に対する非農地証明願について、1件を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第49号 非農地証明について、農業委員会の意見を求める。</p> <p>議案書の3頁をご覧ください。地図は、資料の地図4をご覧ください。また、本日配布しております資料の6頁の写真も、参考資料としてご覧ください。</p> <p>申請人は〇〇番地 〇〇さん。申請地は〇〇番、地目 畑、面積285㎡です。</p> <p>申請の経緯については、〇〇さんの父母がともに高齢化（現在、父母ともに死亡）し、後継者もないことから労働力不足により耕作できない状態となり、現地写真のように農地が荒廃した状態となりました。このような状態のため、今回申請が上がってきたものです。</p> <p>続いて、愛媛県が作成しております「非農地証明取扱要領」に沿って説明しますので、本日配布しております資料8頁をご覧ください。</p> <p>まず、「1 非農地証明の対象とする土地」については（1）から（5）までありますが、今回の申請は（3）の昭和27年10月21日の農地法施行日以降に農地であった土地のうち、耕作不適、耕作不便などやむを得ない事情によって20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃して雑木が繁茂した土地で農地への復旧が著しく困難なものに該当すると思われます。</p> <p>「2 認定基準」に照らし合わせますと、「（1）の耕作不適、耕作不便などのやむを得ない事情について」ですが、写真のように現況が荒廃した状況となっており、農振農用地の指定も受けておりません。荒廃した経過年数ですが、聞き取りや事務局の現地確認により、20年以上は経</p>

	<p>過していると推測されます。また「(3) の農地への復旧が著しく困難」という点につきましては、段差や傾斜があり、開墾して営農するのは困難な状況です。以上の点から、非農地証明を発行する条件は満たされていると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは 30 年以上前からこの状態ですので、ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それでは説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>この土地はどうなりますか？</p>
事 務 局	<p>法務局に非農地証明書を提出しますと、登記官が決定した登記地目に変更されます。</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p> <p>承認</p>
議 長	<p>日程第 5 議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、3 件を議題とします。</p> <p>1 件目について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求める。</p> <p>議案書の 4 頁をご覧ください。</p> <p>1 件目は使用貸借権の設定です。地図は、資料の地図 5 をご覧ください。</p> <p>貸人は〇〇番地 〇〇さん。推定相続人として、〇〇番地 〇〇さん他 1 名です。借人は〇〇番地 〇〇さん。農地の所在地は〇〇番、現況地目 樹園地、面積 5,719 m²と 〇〇番、現況地目 畑、面積 285 m²と</p>

	<p>〇〇番、現況地目 樹園地、面積 119 m²で、合計面積 6,123 m²です。</p> <p>栽培品目は柑橘（伊予柑）で、期間は、平成 30 年 9 月公告日から平成 40 年 8 月 31 日までの利用権を設定するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより内容説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>事務局の説明のとおりです。ここは伊予柑を栽培されていまして、管理もきちんとされています。ご審議をよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それでは説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p> <p>承認</p> <p>2 件目と 3 件目について、一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>2 件目と 3 件目は使用貸借権の設定です。地図は、資料の地図 6 をご覧ください。</p> <p>2 件目の貸人は〇〇番地 〇〇さん。借人は〇〇番地 〇〇さんです。農地の所在地は〇〇番、現況地目 田、面積 680 m²です。</p> <p>栽培品目は水稲とタマネギで、期間は、平成 30 年 9 月公告日から平成 35 年 8 月 31 日までの利用権を設定するものです。</p> <p>3 件目の貸人は〇〇番地 〇〇さん。借人は〇〇番地 〇〇さんです。農地の所在地は〇〇番、現況地目 畑、面積 649 m²です。</p> <p>栽培品目は水稲とタマネギで、期間は、平成 30 年 9 月公告日から平成 35 年 8 月 31 日までの利用権を設定するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>

<p>担当委員</p>	<p>事務局の説明のとおりでございます。〇〇さんは熱心な方ですので、よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。 質疑なし</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。 承認</p>
<p>議 長</p>	<p>閉 会 それでは以上で、本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、9月農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。 16時22分 閉会</p>

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____